

第5節 建築物災害予防計画

建築基準法に基づき，次の計画を積極的に推進することにより，建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

〔主な実施機関

市町村，県（建築開発指導課）

第1 災害危険区域指定計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止，その他建築物にかかる制限を行い，被害の未然防止を図るものとする。

第2 指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について，適切な行政指導を行い，安全確保について万全を図るものとする。

（注）建築基準法による災害危険区域一覧表を別冊資料編に添付